

県管理道路の除雪及び凍結防止剤散布業務に関する ご理解とご協力のお願い

長野県では、県が管理する約5千キロメートルの道路除雪及び凍結防止剤散布を行っています。現在、長野県財政は、極めて厳しい状況にあり、除雪につきましても出動基準の徹底や作業内容の一部見直し、コスト縮減に取り組んでいるところです。限られた予算の中、効果的、効率的な除雪に努めていきますので、県民の皆様をはじめ、多くの道路を利用される皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

上田建設事務所の除雪体制について

◆車道除雪 33 工区 (除雪延長 約 420 キロメートル)

降雪時や路面凍結時に、道路利用者が 冬用タイヤもしくはチェーンを装着し、路面状況に応じた運転を行う事を前提として、特に通勤通学時の交通確保を目的に実施します。

通常、降雪量が 10～15cm に達した場合に出動しますが、特に 重点区間 (幹線道路の峠区間及び市街地を中心とする交通量の多い区間) においては、降雪量が 5～10cm に達した場合に出動します。また、必要な道幅や車線数の確保が困難となった場合にも出動することがあります。

◆凍結防止剤散布 16 工区 (散布延長 約 420 キロメートル)

主に交通量の多い主要道路、交差点付近、坂道、橋面、日陰部分等を中心に凍結防止剤を散布します。

基本的に朝夕の2回、通勤通学時間前に散布します。

坂道・日影部分等に、スリップ防止を目的として定置式凍結防止剤散布機 21 基、砂ボックスを 87 基設置しています。

◎厳寒期や山間部等では、凍結防止剤を散布しても路面の凍結が防ぎ切れないことがあります。早めの冬用タイヤへの取替と、路面状況に応じた安全運転をお願いいたします。





お願い

- 路肩に寄った雪や歩道の雪は、地元での片付けにご協力ください。
- 庭先や出入口の雪は道路に出さないでください。
- 側溝や水路に雪を捨てないようにしてください。あふれる原因となります。